

苫小牧市企業立地ガイド制作等業務 評価基準

1 基本的事項

事業者は、PRパンフレット制作の意義や目的を十分理解しているとともに、柔軟かつ高度な発想力及び企画提案力を有し、苫小牧市の魅力を最大限引き出すパンフレット制作能力を有する事業者でなければならない。

2 評価基準

(1) 企業理念

ア パンフレットに対する基本的な考え方、当業務の趣旨や目的の理解度及び意欲

(2) 業務実績

ア 自治体のパンフレットなど業務実績

(3) 人員体制

ア 勤務体制、休暇等における代替確保

イ 専門的技術

(4) 提案内容

ア 現行版の苫小牧市企業誘致ガイドと比較して、アイキャッチ効果を高めるための抜本的なリニューアルが図られた提案になっているか。

イ 他自治体、特に道内の自治体が制作するパンフレットと比較して、苫小牧市の特長をしっかりと踏まえた上で、差別化要素を付与した提案になっているか。

ウ 読み手がパンフレットを読み進めたいくなるような没入性を高める工夫が施された提案になっているか。

エ パンフレットのキーとなるデザイン・コンセプトを基として、PRツール（名刺台紙デザイン、ブース用タイトルサインなど）の制作が企画されており、連動性が高く、統一感のある提案となっているか。

オ 文字の大きさ、行間のバランス、見出しの使い方など見やすさに配慮したレイアウトになっているか。

3 評価基準

- (1) 評価項目（上記2選定基準(1)～(5)）に対する評価基準及び評価点数倍率は以下のとおりとする。

評価基準	評価	評価点数倍率
おおいに評価できる	A	各配点の100%
評価できる	B	各配点の80%
普通	C	各配点の50%
あまり評価できない	D	各配点の20%
評価できない	E	各配点の0%

- (2) 判定

各評価の評価点数は(1)のとおり5段階で判定する。

なお、評価項目「上記2評価基準(4)」のアは最重要項目であるため、配点を30点、イ～ウは、重要項目であるため、配点を各15点、エ～オは、重点項目であるため配点を各10点とする。

- (3) 優先交渉権者の選定

各評価項目の最高得点者を優先交渉権者とする。

なお、選定委員会で決定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

また、同点の場合は、上記選定基準のうち、(4)の合計点数が高い事業者を優先交渉権者とし、それも同点の場合は、(4)のア～ウの合計点数が高い事業者を優先交渉権者とする。

			評価基準	配点	評価	点数
(1)	企業理念	ア	パンフレットに対する基本的な考え方、本業務の趣旨や目的の理解度及び意欲	5		
(2)	業務実績	ア	自治体のパンフレットなど業務実績	5		
(3)	人員体制	ア	勤務体制、休暇等における代替確保	5		
		イ	専門的技術	5		
(4)	提案内容	ア	アイキャッチ効果を高めるための抜本的なリニューアルが図られた提案になっているか。	30		
		イ	他自治体が制作するパンフレットと比較して、苫小牧市の特長をしっかりと踏まえた上で、差別化要素を付与した提案になっているか。	15		
		ウ	読み手がパンフレットを読み進めたいくなるような没入性を高める工夫が施された提案になっているか。	15		
		エ	パンフレットとPRツールが連動性が高く、統一感のある提案となっているか。	10		
		オ	文字の大きさ、行間のバランス、見出しの使い方など見やすさに配慮したレイアウトになっているか。	10		
合計				100	—	

評価基準	評価	倍率
大いに評価できる	A	100%
評価できる	B	80%
普通	C	50%
あまり評価できない	D	20%
評価できない	E	0%